



第 1 部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第 1 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

- ◆ 目標
 - 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現
 - 地域経済の再生
 - 地域社会の再生
- ◆ 計画期間
 - 令和 8 年度～1 2 年度（5 年間）
- ◆ 復興及び再生に関する基本的な考え方
 - ① 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生
 - ② 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組
 - ③ 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組
 - ④ 未来を担う人材の育成
 - ⑤ 必要な予算の確保、国と県・市町村等が一体となった取組

第 2 部 避難指示・解除区域の復興及び再生

第 2 避難解除等区域の復興・再生

- 農林水産業の復興・再生、事業者等の事業再開・継続、観光振興
- 復興のために必要なインフラの整備
- 避難者の生活再建、被災者支援
- 医療・介護・福祉サービスの再構築（双葉地域における中核的病院の整備等）
- 教育・保育・子育て等の環境整備
- 住民帰還の促進（住まいの確保、鳥獣被害対策等）
- 除去土壌等の県外最終処分に向けた取組、廃炉と汚染水・処理水対策
- 文化・スポーツ振興
- 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大
- 受入自治体への支援
- 事業再開・新規立地を支援する課税の特例 など

第 3 特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

- < 特定復興再生拠点区域 >
 - 家屋等の解体・除染、インフラ整備
 - 買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化
 - 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例、農用地利用集積等促進計画等に関する特例 など
- ※ 令和 5 年 1 1 月までに特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除
- < 特定帰還居住区域 >
 - 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例 など
- ※ 大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村で特定帰還居住区域を設定

第 3 部 福島全域の復興及び再生

第 4 放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

- 放射線に関する理解の増進、県民健康調査の実施
- 医療・福祉サービスの確保 など

第 5 原子力災害からの産業の復興・再生

- 農林水産業、中小企業等の復興・再生、雇用の確保
- 観光振興、風評・風化対策 等
- 地域ブランド確立等に向けた規制の特例、風評対策に係る課税の特例 など

第 6 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

- 改定「産業発展の青写真」に基づき、取組を総合的に推進
- イノベ構想 6 分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の取組推進
- 新産業創出等研究開発基本計画との調和、福島国際研究教育機構に関する取組、研究開発の推進等
- イノベ構想推進に係る課税の特例 など

第 7 関連する施策との連携

第 8 その他必要な事項